

改正労働契約法等の説明会の開催について

～有期労働契約の新しいルールができました～

愛知労働局労働基準部監督課

有期労働契約の反復更新の下で生じる雇止めに対する不安を解消し、働く方が安心して働き続けることができるようにするため、労働契約法が改正され、有期労働契約の適正な利用のためのルールが整備されました。改正労働契約法は、公布の日(平成24年8月10日)から起算して1年以内の政令で定める日に施行されます(雇止め法理の制定法化は公布の日から施行されます)。

また、日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止、グループ企業内派遣の8割規制、離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止すること等を内容とした労働者派遣法改正法が平成24年10月1日から施行されます。この2つの法律の改正内容について下記の説明会を開催いたします。

1. 日 時 平成24年11月21日(水) 午後1時30分から午後4時終了予定

2. 場 所 名古屋市中区役所ホール (次のページの所在地の地図があります。)

(名古屋市中区栄4-1-8、Tel 052-241-3601)

(駐車場はありませんので、車での来場はご遠慮ください。)

3. 説明内容 (1) 労働契約法の施行について

厚生労働省労働基準局労働条件政策課担当官

(2) 労働者派遣法改正法について

愛知労働局需給調整事業部担当官

4. その他 資料の関係上、参加希望される方はお手数ですが、別紙にて**11月9日(金)**までに愛知労働局労働基準部監督課までFAXをお願いいたします。

なお、定員に達した場合には、お断りをする場合がありますのでご了承ください。

申し込み・問い合わせ先

愛知労働局労働基準部 監督課

担当 柳瀬・大竹

〒460-8507名古屋市中区三の丸二丁目5番1号(名古屋合同庁舎第2号館2階)

電 話:(052)972-0253

愛知労働局労働基準部 監督課 宛

FAX (052) 953 - 4782

改正労働契約法等の説明会参加申込書

事業場名			
所在地	電話：() -		
参加人数	名	担当業務等	(総務・労務・人事等) ※

※個人情報保護の観点から、個人名は記入せず、参加者把握のため、担当業務・部門のみを記入して下さい。

会場案内図

